

創業資金
を借りたい

新創業融資制度

対象となる方

次の1～3のすべての要件に該当する方

1 「創業の要件」

新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方

2 「雇用創出等の要件」(注1)

「雇用の創出を伴う事業を始める方」、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方」又は「民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方」等の一定の要件に該当する方（既に事業を始めている場合は、事業開始時に一定の要件に該当した方）

なお、本制度の貸付金残高が1,000万円以内（今回のご融資分も含みます）の方については、本要件を満たすものとします。

3 「自己資金の要件」(注2)

新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金（事業に使用される予定の資金をいいます）を確認できる方

ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方」等に該当する場合は、本要件を満たすものとします。

(注1、2) 詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

支援内容

ご融資額	3,000万円以内（うち運転資金1,500万円以内）
担保・保証	原則不要 ※原則、無担保無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなっております。法人のお客さまがご希望される場合は、代表者（注3）が連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が0.1%低減されます。 (注3) 実質的な経営者である方や共同経営者である方を含みます。
ご返済期間	各種融資制度に定める返済期間以内
利率（年）	各種融資制度に定める利率

申込時提出書類

借入申込書および創業計画書（ビジネスプラン）

※ その他必要な書類については、日本政策金融公庫各支店（国民生活事業）にお問い合わせください。

問い合わせ先

日本政策金融公庫

大津支店 国民生活事業 TEL：077-524-1656（130ページ No.33）
 彦根支店 国民生活事業 TEL：0749-24-0201（130ページ No.34）